

相談センターだより

令和3年10月号(第87号)
154-0023 東京都世田谷区若林4丁目14番29号
NPO法人いきいきライフ相談センター
TEL: 090-5203-3501
Eメール: ozawa007a@yahoo.ne.jp

メインテーマ 雇用保険マルチジョブホルダー制度

◎雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

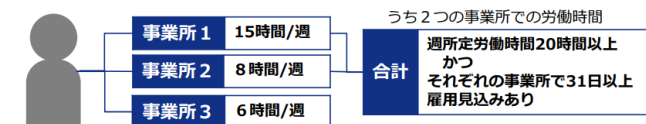
2022年1月1日からの新制度、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者に対するセーフティネット拡充を目的として、2020年3月に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律により新設されるものです。

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度です。

[適用対象者の要件]

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



65歳以上
2つ以上の
事業所で雇用

※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

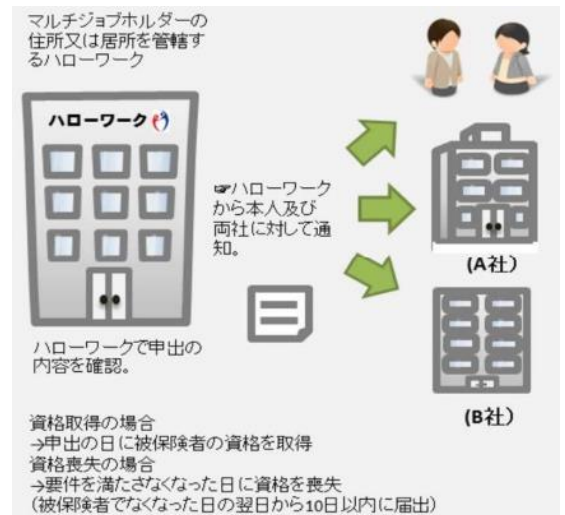
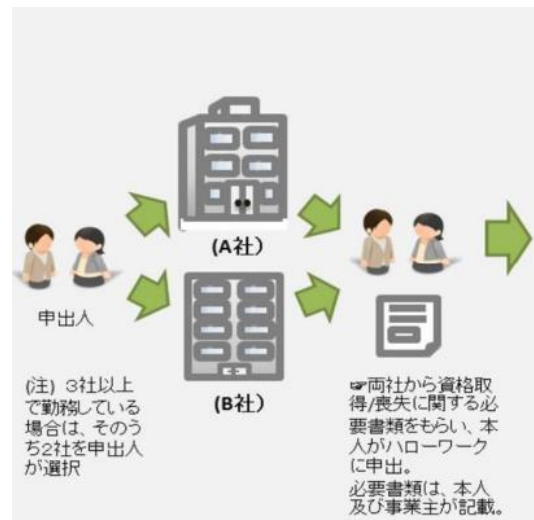
LL031001保01

厚生労働省資料抜粋

◎基本的な手続きの流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続きは、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。

手続きに必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)は、事業主に記載を依頼して、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。なお、当該手続きは、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



厚生労働省資料抜粋

◎注意点

この制度は、本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、申出日より前に遡って被保険者となることはできません。

マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

事業主は、マルチジョブホルダーが雇用保険の資格の取得・喪失手続を行う際に、必要な証明を行わなければならないことが法令で定められています。事業主の協力が得られない場合には、ハローワークから事業主に対して確認を行いますのでご相談ください。事業主は、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行ってはならないこととされています。

◎失業した場合

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。給付額は、原則として、離職の日以前の6か月に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ5割～8割となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

およその計算式

$$\text{基本手当日額} = \left(\frac{\text{賃金日額}}{\text{離職以前6か月の賃金の合計}} \times 180 \right) \times (50\sim 80\%)$$

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

LL031001保02

厚生労働省資料抜粋

◎その他要件

原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。また、2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。

2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

◎給付金受給手続き

離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること。

※2つの事業所における賃金支払基礎日数を合計した日数が11日以上である月を1か月として計算します。

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」である失業の状態にあること。

・離職票-1、2、マイナンバーカード等、写真（マイナンバーカード提示で不要）、通帳かキャッシュカード

最後に、雇用保険料については通常のケースと変わらず、被保険者と2事業所の双方が賃金額に応じて納付します。

※一般の事業所での保険料率

本人分：賃金額の3/1000

事業所：賃金額の6/1000